

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (普通徴収記載例)

**[1]異動があった場合は、速やかに提出してください。**

令和 年 月 日提出 結婚等により年度途中で姓が変わった人は旧姓を併せて記入してください。	岡谷市長 殿 住所(居所)又は所在地 〒 394-0000 長野県岡谷市△△1-2-3	特別徴収税額通知書に記載のある指定番号を記入してください。 ※市処理欄 特別徴収義務者指定番号 100500	特別徴収税額通知書に記載のある死名番号を記入してください。 ※市町村ごとに異なります 宛名番号※注2 1234	退職等により支払を受けなくなった年月日を記入してください。 〇×商事 特徴 太郎	特別徴収できない理由の該当番号に〇印をつけてください。 各先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係 人事課人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000 (内線 123 )
給与所得者 受給者番号(整理番号) フリガナ オカヤ イチロウ 123456 氏名 岡谷 一郎 生年月日 昭和・平成 50年1月1日 個人番号※注3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		給与所得者 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000 円 (イ)徴収済額 35,600 円 (ウ)未徴収税額(ア)-(イ) 104,400 円 異動年月日 5・8・31		異動の事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 退職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所誤報 ⑨ その他(特別徴収不可)	
1月1日現在の住所 岡谷市△△3-2-1 給与の支払を受けなくなった後の住所 同上		退職後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須※注4) 3. 普通徴収理由 異動の事由のとおり 1,200,000 円 60,000 円		退職した年の1月から退職時までの給与支払額 円 控除社会保険料額 円	

**[2]給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。**

一括徴収の理由 1. 異動が令和 年 12月 31日 までで、申出があったため ( 月 日申出) 2. 異動が令和 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収 徴収予定月 日 徴収予定額	8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 普通徴収税額
---	------------------------	--

**[3]転勤(転職)等による特別徴収届出書**

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 氏名 電話 (内線 )	月割額 円を 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要	受給者番号(整理番号) 市記入欄
---	-----------------------	--------------------------	--	---------------------

御注意  
 1 黒のボールペン又はペンで記入してください。  
 2 「宛名番号」欄は、市町村ごとに異なります。  
 3 「個人番号」欄は、個人番号通知書に記載された個人番号を記入してください。  
 4 給与所得者の個人番号を記入してください。  
 5 「退職した年の1月から退職時までの給与支払額」欄は、退職した年の1月から退職時までの給与支払額を記入してください。  
 6 「控除社会保険料額」欄は、控除社会保険料額を記入してください。  
 7 「納入書 要・不要」欄は、納入書を送付する場合は「要」、しない場合は「不要」を記入してください。  
 8 退職後に住所を変更されるときは、その新住所を記入してください。なお、退職後の住所(新住所)が不明の場合は、本籍地を記入してください。  
 9 退職後に住所を変更されるときは、その新住所を記入してください。なお、退職後の住所(新住所)が不明の場合は、本籍地を記入してください。  
 10 退職後に住所を変更されるときは、その新住所を記入してください。なお、退職後の住所(新住所)が不明の場合は、本籍地を記入してください。